

【図面等調査とは】

地籍調査作業規程準則の規定による現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続で、その要件は次のとおりです。

(要件)

①土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、図面等調査の実施を希望する旨を申し出た場合において、地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるとき

②土地の勾配が急であることその他の事情により現地調査を実施することが適当でないと認める場合

※その他の事情には、新型コロナウイルス感染症対策（移動や接触に伴う感染リスクの軽減）も含まれます。